

人権学習展開例

主 題 名 偏見や差別で苦しむ人がいなくなる社会を目指して

教 材 名 もし、それが私だったら — 100年に及ぶ人権侵害の歴史と現状—

人権学習の視点 個別的な視点「患者等の人権問題」

主題・教材について ハンセン病は、医学的にも対処可能で治る病気であると証明されたにもかかわらず、患者・回復者は、長期に渡り「病気による差別」「経済的・社会的な差別」を受けてきた。今後、このような病気による差別の歴史が繰り返されることがないように、この学習を通して、ハンセン病に関する正しい知識や理解を得るとともに、様々な感染症に対する偏見や差別の不当性を科学的・合理的に見極め、正しい判断をしようとする態度を身に付けさせたい。

ね ら い ハンセン病に関する正しい知識や差別の歴史、更にハンセン病患者・回復者の思いや願いを理解することを通して、感染症の患者等に対する偏見や差別を解消し、正しい判断をしようとする態度を育てる。

本時の展開

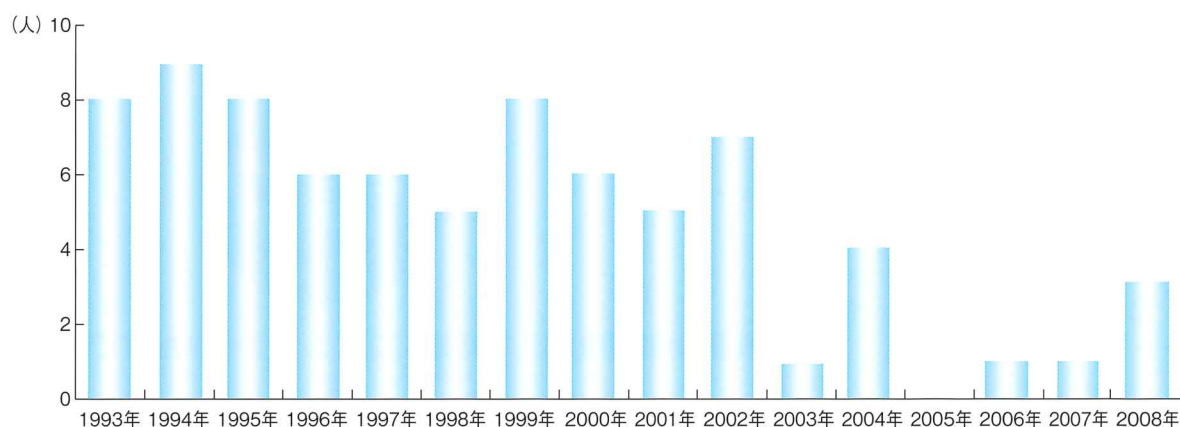
過程	指導内容	形態	主な学習活動	指導上の留意点	教材・教具
導入	ハンセン病とは、どんな病気だろう				
	○ハンセン病に対する偏見と差別が長く続いたのはなぜなのか、課題意識を持たせる。	一斉	○ハンセン病という病気について、その概要を知る。	○感染力も弱く、治療可能となったにもかかわらず、偏見・差別が続いた訳を考えさせたい。 ○ハンセン病についての正しい知識を持つため、必要に応じて、厚生労働省、京都府が発行している資料も活用すること。	生徒資料 「ハンセン病ってどんな病気なのだろう？」
展開	なぜ、差別と偏見が続いたのだろう				
	○偏見と差別が続いた歴史的経過について理解させる。	一斉	○偏見と差別が続いた歴史的経過について理解する。	○「癩病」は恐ろしい伝染病であるという誤った恐怖感が植え付けられていった社会背景についても理解させる。	生徒資料 「偏見と差別の歴史」
	○国の施策が違憲であったと判決されたにもかかわらず、宿泊拒否問題と二次被害が起きたことを知り、偏見の根強さに気付かせる。	個別	○宿泊拒否問題の報道後の非難・中傷の事実を知り、なぜこのようなことが起こったのかを考え、偏見・差別の根強さについて考える。	○旅館業法では、宿泊者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるときのみ宿泊を拒否できる。このことから今回のハンセン病患者・回復者の宿泊拒否は法の上からもできないものである。「ホテル側の宿泊拒否」「二次被害(ハンセン病患者・回復者に対する非難・中傷)」の2点について、人権侵害問題としてしっかりおさえる。	生徒資料 「ハンセン病回復者への宿泊拒否について考えよう」 ワークシート 項目1
	○患者・回復者の思いを知り、偏見や差別の不当性に気付かせる。	個別	○回復者の手記から、差別を受けた人の思いや願いを読み取る。	○偏見や差別の不当性を科学的・合理的に見極める力を付けさせたい。 ○不当な偏見や差別がどれほど人を苦しめるかを、回復者の心情にせまることでしっかりとつかませたい。	生徒資料 「回復者たちの手記」

私たちにできることを考えよう			
※19	○「ハンセン病患者・回復者の人たちに私たちができることは何か」を考えさせる。	個別 一斉	○2度と同じ過ちを繰り返さないために、私たちに何ができるかを考える。 ○「無知」や「先々の予測の付かないこと」に関しては、誰もが不安を抱き、排他的な感情や行動に移行する可能性があることをおさえ、今後新たな病気による差別の歴史が繰り返されないために、正しい知識を持ち、正しい判断をすることが大切であることをおさえる。
			ワークシート 項目2

評価

ハンセン病に関する正しい知識や差別の歴史、更にハンセン病患者・回復者の思いや願いを理解することを通して、感染症に対する偏見や差別を解消し、正しい判断をしようとする態度を育てることができたか。

日本のハンセン病新規患者数



国立感染症研究所感染症情報センターホームページ (2009年4月15日現在)

※ハンセン病患者・回復者の人権について学習するときは厚生労働省作成の「ハンセン病の向こう側」教師用を活用することもできる。(ホームページアドレス: <http://www.mhlw.go.jp/>)